

政治資金規正法施行規則の改正について

政治資金規正法施行規則が以下のとおり改正（平成27年総務省令第89号）されました（原則、平成28年1月1日施行）のでお知らせいたします。

1. 趣旨

登録政治資金監査人の業務制限の範囲について見直しを行うもの。

2. 改正案の概要

登録政治資金監査人の業務制限を規定する政治資金規正法施行規則第17条に、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行うことになる場合を追加する。

（改正前）

登録政治資金監査人が政治資金監査を行う際、以下の①～④に該当する者が業務制限の対象。

- ① 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者の職務代行者
- ② 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者の職務代行者の配偶者
- ③ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- ④ 2号団体に係る公職の候補者又はその配偶者

（改正後）

上記①～④のほかに、政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの間に上記①の者であった者を、業務制限の対象に追加。

3. 適用関係

- ・ 平成27年分収支報告から適用。
- ・ ただし、改正規則の施行日（平成28年1月1日（業務制限に関する条文部分））前に解散等をした団体については適用しない。

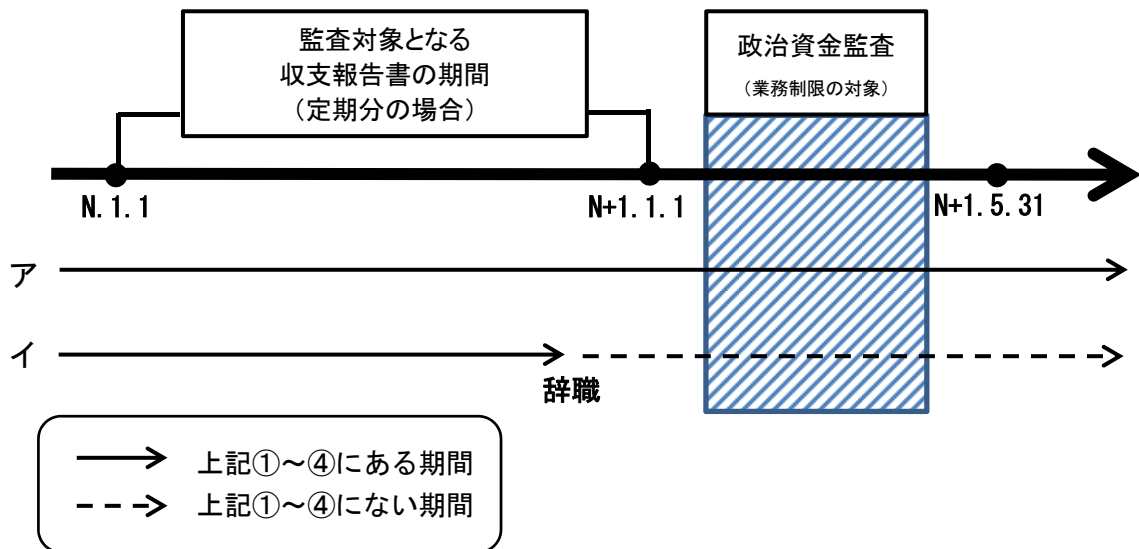
業務制限の範囲に係る政治資金規正法施行規則の改正

【現行】

政治資金監査を行う際に、以下に該当する者が業務制限の対象。

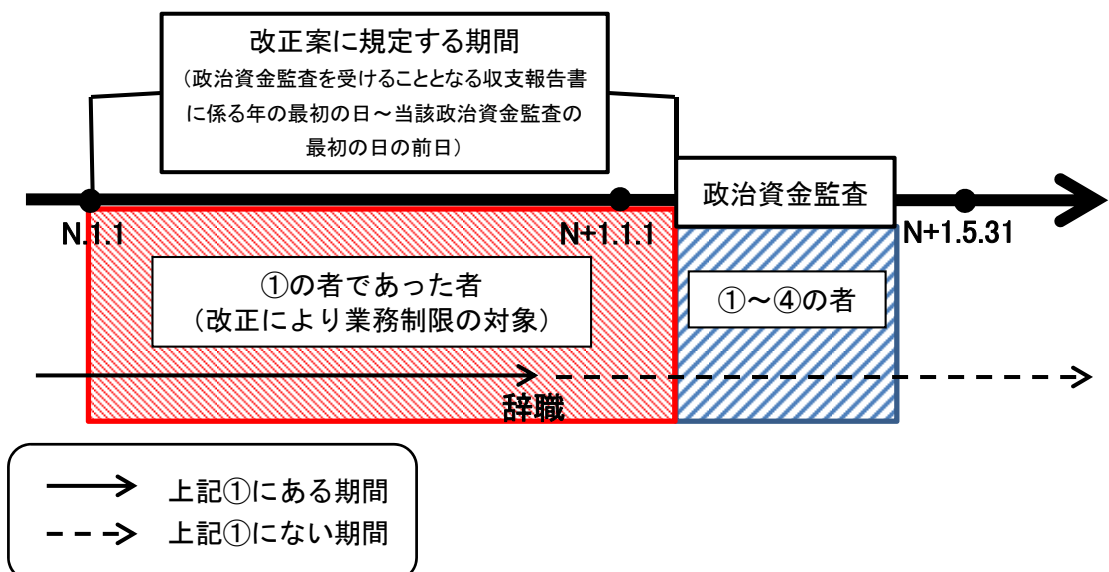
- ① 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者の職務代行者
- ② 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者の職務代行者の配偶者
- ③ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- ④ 2号団体に係る公職の候補者又はその配偶者

→ アの場合は業務制限の対象となるが、イの場合は対象外。



【改正後】

上記イの場合のうち、政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの間に上記①の者であった者について、業務制限の対象とする。



【参考】

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）（登録政治資金監査人の業務制限に関する条文を抜粋）

○政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）

改 正 後	現 行
<p>（政治資金監査を行うことができない者）</p> <p>第十七条 法第十九条の十三第五項に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者の配偶者</p> <p>二 国会議員関係政治団体の役員又はその配偶者</p> <p>三 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体にあつては、同号の公職の候補者又はその配偶者</p> <p>四 法第十九条の十三第一項の政治資金監査を受けることとなる法第十二条第一項又は法第十七条第一項の報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であつた者</p>	<p>（政治資金監査を行うことができない者）</p> <p>第十七条 法第十九条の十三第五項に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者の配偶者</p> <p>二 国会議員関係政治団体の役員又はその配偶者</p> <p>三 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体にあつては、同号の公職の候補者又はその配偶者</p>